

宅建朝から1問 宅建業法 供託所の説明 宅建 H30-28-ウ《#913》

【問】 正誤をつけよ。

営業保証金を供託している宅地建物取引業者が、売主として、宅地建物取引業者との間で宅地の売買契約を締結しようとする場合、営業保証金を供託した供託所及びその所在地について、買主に対し説明をしなければならない。

【答え】 誤り

《ポイント》 供託所等に関する説明【宅建★入門】

宅建業者は、宅建業者の相手方等(宅建業者に該当する者を除く。)に対して、契約が成立するまでの間に、次に掲げる事項について説明をするようにしなければならない。

営業保証金を供託した場合	主たる事務所の最寄りの供託所及びその所在地
保証協会の社員の場合	当該一般社団法人の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該一般社団法人が供託している供託所及びその所在地

- ※ 供託している金額について説明する必要はない
- ※ 書面不要、口頭で説明すれば足りる
- ※ 重説ではない ⇒ 宅建士が説明する必要はない

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>